

破産手続開始通知書

事件番号 平成24年(フ)第5715号(平成24年5月9日申立)
住 所 埼玉県熊谷市

破産者 大石 勝也
(昭和14年6月10日生)

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

- (1) 破産手続開始日時 平成24年9月19日午後5時
- (2) 破産管財人 弁護士柴田 祐之 電話03-6206-1294
- (3) 破産債権届出期間 平成25年3月11日まで
- (4) 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー21階

LM法律事務所 弁護士 柴田 祐之 気付
平成24年(フ)第5715号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所
平成25年3月11日午後1時30分 債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)
所在場所は「債権者集会場のご案内」のとおりです。

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。保証人への請求等のため、債権届出日の証明を必要とする方は、配達証明郵便等をご利用ください。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

3 破産手続の進行については破産管財人までお願いします。

東京地方裁判所民事第20部特定管財7係 裁判所書記官 海野 さとみ

封筒表書見本

下記見本を切り取って封筒に貼り付けて郵送してください。
なお、見本のように封筒に記載する方法でも結構です。

切手を貼って
ください

〒 100-6121
東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パーク
タワー211階
LM法律事務所
弁護士 柴田 祐之 気付
平成24年(フ)第5715号事件書類受領事務担当
御中

差出人

住所

氏名

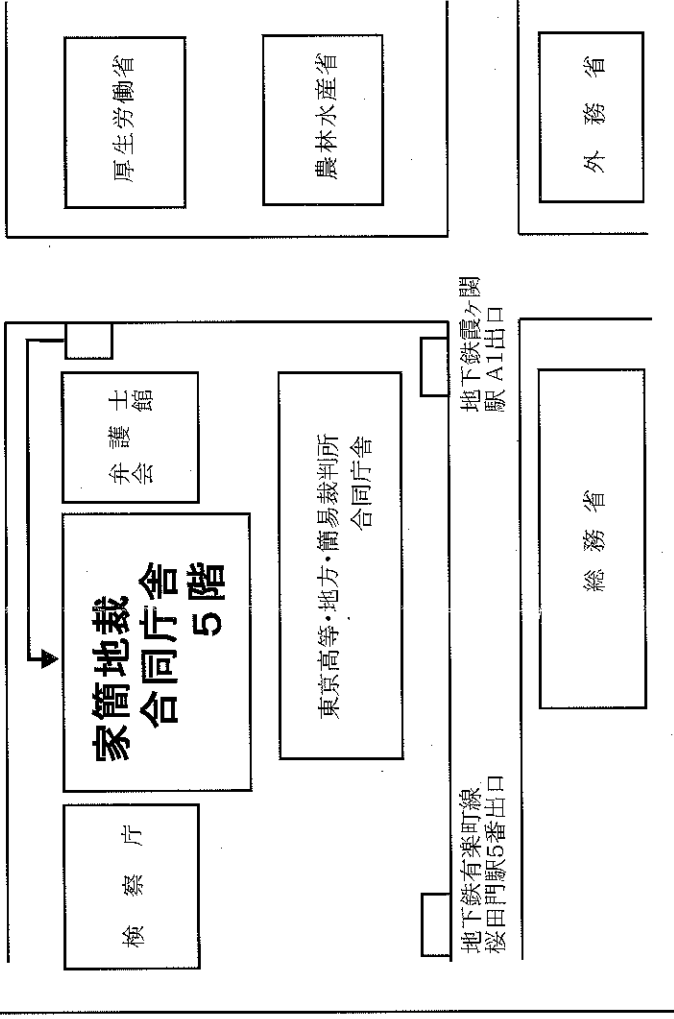
平成24年(フ)第5715号 特定管財 7係

* 封筒の大きさは、A4サイズの債権届出書が封入しやすいものとしてください。

債権者集会のご案内

日比谷公園

地下鉄霞ヶ関駅 B1出口



債権者集会は

家簡地裁合同庁舎5階

債権者等集会場1

で行います。

出席される場合は場所をお間違いないようご注意ください。